

## 生物多様性推進業務に係る公募型プロポーザル実施要領

本プロポーザルについては、令和3年度当初予算の成立を前提に行う年度開始前準備行為であり、本業務委託における予算が成立した場合には、当該契約予定者と令和3年4月1日に契約を行うこととなります。

なお、本業務委託における予算が成立しなかった場合には契約を行いません。この場合、本プロポーザルに要したすべての費用について、佐渡市に請求することができず、本プロポーザル参加者の負担となりますので、あらかじめご承知おきください。

### 1 目的

本市が策定した「生物多様性佐渡戦略」において「佐渡の生物多様性豊かな環境を市民一人ひとりが理解する」という基本目標1【佐渡を知る】や「生物多様性の恵みを持続的に享受する地域社会を構築する」という基本目標3【佐渡を使う】の実現に向けた施策を展開している。この具体的な施策として、佐渡 Kids 生きもの調査隊活動事業や他の世界農業遺産認定地域の子どもとの交流、島内小学校における世界農業遺産の普及啓発事業を実施しています。

この実施要領は、受託事業者選定にあたり、実績や能力、業務実施にあたっての専門的な視点からの提案等を総合的に評価し、最も適した事業者を選定するために必要な事項を定めるものです。

### 2 委託業務の概要

- (1) 業 務 名：生物多様性推進業務
- (2) 業 務 内 容：「生物多様性推進業務」仕様書のとおり
- (3) 委 託 期 間：契約締結日から令和4年3月31日まで
- (4) 見積上限額：3,992,000 円（税込）
- (5) 企画提案の性格

本企画提案は、定められた事業予算の範囲内において、提案内容を評価することにより、質の高い効果的な事業を実施できる受託者を選定するものです。受託者選定後、採択された企画提案は、佐渡市との協議により修正・変更を行う場合があります。

### 3 参加資格

このプロポーザルに参加する者は、次の全ての要件に該当する者となります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者ではないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事済生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）ではないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う者でないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。
- (5) 主たる事業所の市区町村税の滞納がない者であること。
- (6) 過去5年間において、類似業務の実績があり、その業務経験者を本業務において配置することができる者であること。

#### 4 質問及び回答

##### (1) 質問受付期限

令和3年3月22日(月)午後3時まで

##### (2) 質問方法

質問書(様式2)により、「11 問い合わせ先」に電子メール又はファクシミリで提出してください。  
なお、質問書を提出した後に着信確認の電話をしてください。

##### (3) 回答方法

質問に対する回答は令和3年3月23日(火)に、佐渡市役所ホームページへ掲載します。なお、同じ趣旨の質問が複数あった場合は、まとめて回答させていただく場合があります。

#### 5 参加意向申出手続き

このプロポーザルに参加する者は、次のとおりプロポーザル参加意向申出書を提出してください。

##### (1) 提出書類 各1部

①プロポーザル参加意向申出書(様式1)

②誓約書(様式5)

③市税の滞納がないことの証明(発行日から3ヶ月以内のもの。コピー可。)

##### (2) 提出期限 令和3年3月24日(水) 午後5時必着

##### (3) 提出方法 持参又は郵送

##### (4) 提出先 「11 問い合わせ先」のとおり

#### 6 企画提案書等の提出

##### (1) 提出書類 各1部

①企画提案者に関する調書(様式3)

②企画提案書(任意様式)

③業務実施体制調書(様式4)

④見積書(任意様式)

##### (2) 提出期限 令和3年3月29日(月) 午後5時必着

##### (3) 提出方法 持参又は郵送

##### (4) 提出先 「11 問い合わせ先」のとおり

#### 7 企画提案の審査、方法

##### (1) 審査方法

①本市職員等で構成される企画提案審査会が、提出された企画提案書等について書類審査により行うこととしますので、プレゼンテーションは実施しません。

②企画提案内容等について総合的に審査を行い、審査の採点の合計により各提案者の順位を決め、最高得点の提案者を契約交渉の相手方に選定します。

③参加者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとします。

##### (2) 審査項目

①業務遂行能力等

- ・提案内容を実施できる人員が確保されているか。
- ・類似業務の受託実績があるか。

#### ②企画性

- ・地域特性、業務目的を理解し、提案内容に反映されているか。

#### ③実現性

- ・作業スケジュールに無理がなく、実現可能な提案か。

#### ④業務経費

- ・提案内容に見合った金額となっているか。

### (3) 選定結果の通知・公表

提出された企画提案書の審査結果については、参加者全員に書面により通知します。

## 8 契約の締結

契約交渉の相手方に選定されたものと佐渡市との間で、委託内容、経費等について再度調整を行ったうえで、協議が整った場合、契約上限額の範囲内で業務委託契約を締結します。

ただし、協議が整わず契約の見込みがないとき、または、選定された者が契約締結までの間に「3 参加資格」を満たさなくなったときは、次順位者を候補者とします。

## 9 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 「3 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 企画提案書等の提出期限までに書類等が提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が上限額を超えている場合
- (5) 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- (6) 評価に係る審査員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (7) その他、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

## 10 その他

- (1) 企画提案書の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなします。
- (2) 提出された書類は返却いたしません。
- (3) 提出された書類の差替え、追加、削除は理由の如何にかかわらず認めません。
- (4) 本プロポーザルの参加に要する経費は、すべて参加者の負担とします。
- (5) プロポーザル参加意向申出書の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式7）により届け出てください。
- (6) 提出された書類は、本プロポーザル以外の目的には使用しません。ただし、情報公開請求があった場合には、佐渡市情報公開条例の規定に基づき、提出書類を公開することがあります。

## 11 問い合わせ先

〒952-1292 新潟県佐渡市千種 232 番地  
佐渡市役所 農業政策課 里山振興係

T E L : 0259-63-5117

F A X : 0259-63-5127

メールアドレス : u-satoyama@city.sado.niigata.jp

佐渡市ホームページ : <https://www.city.sado.niigata.jp/>